（６）半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

半導体生産用資産等の事業供用日からの経過期間ごとの、確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の調整後販売数量及び返品等数量を記載すること。

①　調整後販売数量については、上記（４）に記載した数量から上記（５）に記載した数量を控除した数を記載すること。

②　返品等数量については、次に掲げる数量の合計数量を調整後販売数量を上限として記載すること。

イ　確認を求める事業年度において、認定事業適応事業者に返品された数量及び認定事業適応事業者がその関係会社等（当該認定事業適応事業者の関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）及び当該認定事業適応事業者と同一の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第４号に規定する親会社をいう。）をもつ会社をいう。以下同じ。）に販売した産業競争力基盤強化商品のうちその関係会社等に対して返品された数量の合計

ロ　当該認定事業適応事業者による下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第７条の規定に基づく勧告又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令若しくは同法第62条に規定する納付命令の対象となる違反行為があったものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された産業競争力基盤強化商品として主務大臣が確認したものの数量

（７）その他

①　認定事業適応計画に記載された、付加価値の創出を実現するための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された当該事業年度における付加価値率の目標と、事業適応を行う事業所における当該事業年度の付加価値額及び付加価値率の実績値を記載すること。

②　認定事業適応計画に記載された、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された、経済波及効果に関する指標の目標と、当該事業年度における同指標の実績値を記載すること。

③　認定事業適応計画に記載された、安定的な生産活動が行われるための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。

④　認定事業適応計画に記載された、継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた取組に関する方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。

⑤　認定事業適応計画に記載された、産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の削減量の更なる拡大に向けた取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。ただし、半導体の生産及び販売に係る認定事業適応計画については、記載を要しない。

⑥　本申請書が提出された日における、認定事業適応事業者による下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第２条第４項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針の公表の有無を記載すること。

様式第十八の二十（第11条の20第３項関係）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認書

年　　月　　日

殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで申請のあったエネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認について、産業競争力強化法第21条の35第２項の規定に基づく我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準に適合するものであることを確認しました。

記

１．確認をした年月日
２．申請者の名称及び代表者の氏名
３．申請者の住所
４．認定事業適応計画の概要
５．認定事業適応計画に従って取得した半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額の合計
６．認定事業適応計画に記載されている産業競争力基盤強化商品の種類及び当該事業年度における販売数量

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった確認申請書及び別紙の写しを添付する。

（記載要領）

「認定事業適応計画の概要」では、様式第18の19と併せて提出された様式第18又は様式第18の５に係る事業適応計画の産業競争力強化法第21条の35第２項の規定に基づく我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準への適合性を明らかにすること。

「認定事業適応計画に記載されている産業競争力基盤強化商品の種類及び当該事業年度における販売数量」では、産業競争力基盤強化商品の種類別に、我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準第１号の規定に基づき確認した当該産業競争力基盤強化商品の販売数量を記載すること。